

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二

## 規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十五号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「当該地方機関名」の下に「及び同規則第二十五条第二項に規定する支所名」を加える。

第五条第一号イ中「第二条の八第二号イ」の下に「、第三条第三号イ」を加え、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 第二条第一項第三号イ及びロ、第二条の八第三号イ及びロ、第三条第四号イ及びロ並びに第

四号第四号イ及びロの規定による幼保連携型認定こども園等の用に供する不動産に該当する旨の証明

第五条第二号中ルをヲとし、ホからヌまでをへからルまでとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第五十五条の六第一項の規定による被保護者就労支援事業の実施

第五条第六号中「、難病患者等居宅生活支援事業費補助金」を削り、「小児慢性特定疾患児日常生活

活用具給付事業費補助金」を「小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金」に改める。

第五条に次の一号を加える。

十五 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条第一項の規定による生活困窮者自立相談支援事業の実施

ロ 第五条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金の支給

ハ 第六条第一項の規定による生活困窮者就労準備支援事業等の実施

ニ 第十二条第一項の規定による生活困窮者住居確保給付金に相当する金額の徴収

ホ 第十五条第一項の規定による報告、文書その他の物件の提出及び提示の命令並びに質問

ヘ 第十六条第一項の規定による閲覧及び資料の提供の請求並びに報告の徴収

ト 第十六条第二項の規定による報告の徴収

第六条第一項中第四十七号を第四十八号とし、第二十一号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中キをノとし、ワからウまでをカからキまでとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 第二十二条第三項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による退院の求めの受理

## 受理

第六条第一項中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 食品表示法(平成二十五年法律第七十号)の施行に関する次のこと(原材料、原産地その他食品の品質に係るものを除く)。

イ 第六条第一項及び第三項の規定による食品関連事業者に対する指示

ロ 第六条第五項の規定による命令

ハ 第六条第八項の規定による食品関連事業者等への命令

ニ 第八条第一項の規定による食品関連事業者等からの報告の徴収、帳簿等の提出要求、立入検査、質問及び収去

ホ 第十二条第一項及び第二項の規定による申出の受理

ヘ 第十二条第三項の規定による調査

第六条第二項に次の二号を加える。

十四 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成十三年法律第六十四号)の施行に関する次のこと。

イ 第十七条の規定による指導及び助言

ロ 第十八条第一項の規定による勧告

ハ 第四十五条第四項の規定による報告の受理

ニ 第四十七条第三項の規定による報告の受理

ホ 第四十八条の規定による指導及び助言

ヘ 第四十九条第一項から第六項までの規定による勧告

ト 第九十一条の規定による報告の徴収

チ 第九十二条の規定による立入検査

十五 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく

第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則（平成十五年宮城県規則第百号）の施行に関する次のこと。

イ 第八条の規定による指導及び助言

ロ 第九条の規定による立入検査

第八条第一号中「さわらび学園長等」を「さわらび学園長」に改める。

第八条の二第二号イ中「第三十四条第二項第三号」を「第三十四条第三項第三号」に改める。

第九条の見出しを「さわらび学園長」に改め、同条中「及び拓桃医療療育センター院長」を削り、「それぞれの施設」を「さわらび学園」に改める。

第十条第一項第二十四号中ホをトとし、この次に次のように加える。

ホ 第十二条第三項の規定による監督処分

ヘ 第七条第一項及び第八条第一項の許可に代えて行う第二十三条の七の規定による協議

第十八条第一項第九号中ホをトとし、この次に次のように加える。

ホ 第十二条第三項の規定による監督処分

ヘ 第七条第一項及び第八条第一項の許可に代えて行う第二十三条の七の規定による協議

第十八条第一項第十三号イ中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に、「承認」を「認定」に改め、同号中リをルとし、チをヌとし、トの次に次のように加える。

チ 第四十四条第一項第二号の規定による許可（公益上必要な建築物で特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものに限り。）

リ 第五十六条の二第一項ただし書の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限の許可（許可することについて、あらかじめ、宮城県建築審査会の同意を得ている場合に限る。）

第十八条第一項第十四号中ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第十三条第一項の規定による承認（承認することについて、あらかじめ、宮城県建築審査会の意見を聴いている場合に限る。）

第十八条第一項第十五号を次のように改める。

十五 建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の施行に関する次のこと。

イ 第三十四条の規定による報告の受理

ロ 第三十八条の二の規定による私道の変更（廃止）届書の受理

第十八条第一項に次の一号を加える。

五十二 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の施行に関する次のこと。

イ 第七十六条の六第一項の規定による車両等の占有者等に対する措置命令

ロ 第七十六条の六第二項の規定による周知

ハ 第七十六条の六第三項の規定による措置

ニ 第七十六条の六第四項の規定による土地の一時使用等

第十八条第二項中「第十号、第十三号及び第十五号」を「第十二号及び第十四号」に改める。

第十九条第三号中「港湾施設等管理条例」を「港湾施設等管理条例」に改め、同号又中「港湾施設管理條例施行規則」を「港湾施設等管理条例施行規則」に改め、同条第四号に次のように加える。

ホ 第五十六条の二の二十一の規定による勧告及び措置命令

ヘ 第五十六条の五の規定による報告の徴収及び立入検査

第十九条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条第七号中「監督及び」を「点検及び確認並びに」に改める。

第二十二号を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第六号の改正規定、第六条第一項第二十号の改正規定（同号を同項第二十一号とする部分を除く）、第十九条第三号の改正規定及び第二十条第七号の改正規定は公布の日から、第十八条第十三号イの改正規定は同年六月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十項中「、副院長」及び「、科長」を削る。

第五条第一項の表所長の項中

副院長	庶務を担当する局長	
副園長（総括担当）	庶務を担当する班の班長 を命ぜられた職にある者 又は事務長	

を

副園長（総括担当）	庶務を担当する班の班長 を命ぜられた職にある者 又は事務長	
-----------	-------------------------------------	--

に改める。

別表第一各部長の専決事項の項第一号に次のように加える。

ワ 所属の部長に相当する職又は次長の職にある者（地方機関の職を兼ねる者を除く。）が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認

別表第一各部長の専決事項の項第五号に次のように加える。

ヘ 申出の受理及び調査（第三十六条の三）

別表第一各部長の専決事項の項第六号に次のように加える。

ヘ 申出の受理及び調査（第三十七条）

別表第一各部長の専決事項の項第三十一号ホ中「条例第四条」を「条例第五条」に改め、同号中ホをへとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 指定管理者選定委員会への諮問（条例第四条）

別表第一各次長の専決事項の項に次のように加える。

ヌ 所属の課長の職にある者及び所属の所長の職にある者が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認

別表第一各主管課長の専決事項の項第一号に次のように加える。

ホ 人事課長を除く主管課長にあつては、各部及び各部に属する地方機関に所属する職員が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認（各部長、各次長及び総務部長の専決に係るものを除く。）

別表第一各課長の専決事項の項第三号中「及びチ」を「チ及びヌ」に、「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 申出の受理及び調査（第三十六条の三）

別表第一各課長の専決事項の項第四号中「及びチ」を「チ及びヌ」に、「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 申出の受理及び調査（第三十七条）

別表第一各課長の専決事項の項第二十四号ロ中「第二十五条」を削り、「第二十九条」の下に、「第三十九条の三」を加え、同号ハ中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、「第三十六条」の下に、「第三十九条の三」を加え、同号ニ中「第二十五条」を「第二十四条」に改め、「第三十八条」の下に、「第三十九条の三」を加える。

別表第一総務部長の行政管理室に係る専決事項の項に次の一号を加える。

四 本庁の部長、会計管理者及び出納局長の職にある職員が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認

別表第一行政管理室長の専決事項の項に次の一号を加える。

三 総務部及び総務部に属する地方機関に所属する職員が報酬を得て非常勤の消防団員を兼職することの承認（総務部長及び総務部に置かれる次長の専決に係るものを除く。）

別表第一総務部長の管財課に係る専決事項の項中「イからハまで及びホ」を「イ、ロ及びニ」に改め、同項イ中「第二十四条、第二十五条」を「第四十条の二」に改め、同項ロ中「普通財産」を「公有財産」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改め、「第二十八条」の下に、「第三十九条の三」を加え、同項中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

別表第一管財課長の専決事項の項第一号中「ロからホまで」を「ロからニまで」に改め、同号ロ中「第二十四条、第二十五条」を「第四十条の二」に改め、同号ハ中「普通財産」を「公有財産」に、「第二十五条」を「第二十四条」に改め、「第二十八条」の下に、「第三十九条の三」を加え、同号中ニを削り、ホをニとする。

別表第一震災復興・企画部長の総合交通対策課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

三 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。

イ 認定の取消しに係る同意（第七条）

ロ 自動車運転代行業者等に対する指示（第二十二条）

ハ 営業の停止命令の要請及び営業の停止命令に係る同意（第二十三条）

ニ 営業の廃止命令に係る同意（第二十四条）

別表第一総合交通対策課長の専決事項の項を次のように改める。

一 宮城県飲酒運転根絶に関する条例第十五条の規定による重点区域の指定並びにその変更及び取消しの公表並びに市町村長への通知

二 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 認定又は不認定に係る同意（第五条）

ロ 変更の届出に係る通知の受理（第八条）

ハ 認定証の返納に係る通知の受理（第九条）

ニ 自動車運転代行約款の届出の受理（第十三条）

ホ 自動車運転代行業者等に対する報告徴収及び立入検査（第二十一条）

ヘ 自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理（第二十二条）

ト 都道府県公安委員会への通知（第二十三条）

別表第一環境生活部長の環境政策課に係る専決事項の項第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、「こと」の下に「ロ及びハに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。」を加え、同項第一号ホ中「第一種フロン類回収業者が」を「第一種フロン類充填回収業者が」に、「再利用する者」を「第一種フロン類再生業者」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に改め、同号中ホをへとし、同号ニ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者」に、「第二十四条」を「第四十九条」に改め、同号中ニをホとし、同号ハ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十七条」を「第三十五条」に改め、同号中ハをニとし、同号ロ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十三条」を「第三十一条」に改め、同号中ロをハとし、同号イ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十一条」を「第二十九条、第三十条」に改め、同号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第一種特定製品の管理者に対する勧告、公表及び命令（第十八条）

別表第一環境政策課長の専決事項の項第一号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改め、「こと」の下に「（ハ）からホまで、ト、チ、カ及びタからソまでに掲げるものについては、保健所長の専決に係るものを除く。」を加え、同号中ヌをネとし、同号リ中「書類の指定」を「知事が必要と認める書類の指定」に改め、同号中リをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 認定事業者からの変更の届出の受理（規則第四条）

レ 認定事業者からの廃業の届出の受理（規則第五条）

ソ 認定事業者からの報告の受理（規則第六条）

ツ 認定事業者に対する指導及び助言（規則第八条）

別表第一環境政策課長の専決事項の項第一号チ中「第一種フロン類回収業者が」を「第一種フロン

類充填回収業者が」に、「再利用する者」を「第一種フロン類再生業者」に、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第七条の規定に基づく第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則」に改め、同号中チをカとし、同号ト中「第一種フロン類回収業者」を「第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者」に、「第四十四条」を「第九十二条」に改め、同号中トをワとし、同号ヘ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。ワにおいて同じ。）」に、「第四十三条」を「第九十一条」に改め、同号中ヘをヲとし、同号ホ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者及び第一種フロン類充填回収業者」に、「第二十三条」を「第四十八条」に改め、同号中ホをルとし、同号ニ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十六条」を「第三十四条」に改め、同号中ニをチとし、同号チの次に次のように加える。

リ 第一種特定製品廃棄等実施者からの報告の受理（第四十五条）

ヌ 第一種フロン類充填回収業者からの報告の受理及び主務大臣への通知（第四十七条）

別表第一環境政策課長の専決事項の項第一号ハ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十三条」を「第三十一条」に改め、同号中ハをホとし、同号ホの次に次のように加える。

ヘ 第一種フロン類充填回収業者登録簿の閲覧（第三十二条）

ト 第一種フロン類充填回収業者の廃棄等の届出の受理（第三十三条）

別表第一環境政策課長の専決事項の項第一号ロ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第十二条」を「第三十条」に改め、同号中ロをニとし、同号イ中「第一種フロン類回収業者」を「第一種フロン類充填回収業者」に、「第九条、第十条」を「第二十七条、第二十八条」に改め、同号中イをハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 第一種特定製品の管理者に対する指導及び助言（第十七条）

ロ 環境大臣及び経済産業大臣からの通知の受理及び公表（第二十条、第二十三条）

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号中ルをヲとし、イからヌまでをロからルまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 指定調査機関の指定（第三条）

別表第一環境生活部長の環境対策課に係る専決事項の項第十一号に次のように加える。

ワ 指定調査機関に対する業務改善命令（第三十六条）

カ 指定調査機関に対する適合命令（第三十九条）

コ 指定調査機関の指定の取消し（第四十二条）

ク 指定調査機関の指定等の公示（第四十三条）

別表第一環境対策課長の専決事項の項第七号中チをヲとし、ニからトまでをチからルまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 指定調査機関の指定の更新（第三十二条）

ホ 指定調査機関の名称等の変更の届出の受理（第三十五条）

ヘ 指定調査機関の業務規程の届出の受理及びその変更の届出の受理（第三十七条）

ト 指定調査機関の業務の廃止の届出の受理（第四十条）

別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号イ中「鳥獣保護事業計画」を「鳥獣保護管理事業計画」に改め、同号ロ中「特定鳥獣保護管理計画」を「第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画」に改め、同号ロ中「第七条」の下に「、第七条の二」を加え、同号ニ中「特定鳥獣」を「第二種特定鳥獣」に改め、同号中ヨをタとし、ヘからカまでをトからヨまでとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 鳥獣捕獲等事業の認定及びその変更の認定等（第十八条の二、第十八条の七）

別表第一自然保護課長の専決事項の項第一号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号ヘ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第一号を次のように改める。

一 農林物資の規格化等に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）の施行に関する次のこと。

イ 指示及び措置命令（第十九条の十四）

ロ 指示及び措置命令に係る公表（第十九条の十四の二）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第十六号中ニをホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 養成施設及び講習会の登録（第十二条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第十六号に次のように加える。  
ヘ 登録養成施設の登録事項の変更の届出の受理（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する

法律施行令（平成三年政令第五十二号。以下この号において「政令」という。）第三条

ト 登録養成施設の登録の取消し（政令第五条）

チ 登録養成施設の登録等の公示（政令第七条）

リ 登録講習会の登録事項の変更の届出の受理（政令第十二条）

ヌ 登録講習会に係る業務の休廃止の届出の受理（政令第十三条）

ル 登録講習会に関する適合命令（政令第十五条）

ヲ 登録講習会に関する改善命令（政令第十六条）

ワ 登録講習会の登録の取消し等（政令第十七条）

カ 登録講習会の登録等の公示（政令第二十一条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、第十三号を削り、第十二号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五十五号）の施行に関する次のこと。

イ 製菓衛生師養成施設の指定（第五条）

ロ 製菓衛生師免許の取消し（第八条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第十一号中ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ 振興計画の認定及びその変更の認定並びにその取消し（第五十六条の三）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第十一号を第十二号とし、第十号を削り、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）の施行に関する次のこと。

イ 美容師養成施設の指定（第四条）

ロ 管理美容師資格認定講習会の指定（第十二条の三）

ハ 美容師養成施設の指定の取消し（美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号）第十

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号を削り、同項第三号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 登録養成施設及び登録講習会の登録（第四十八条）

ニ 養成施設及び講習会の登録（第十二条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第三号に次のように加える。

ホ 登録養成施設の登録事項の変更の届出の受理（食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二

二十九号。以下この号において「政令」という。）（第十六条）

ヘ 登録養成施設の登録の取消し（政令第十八条）

ト 登録養成施設の登録等の公示（政令第二十条）

チ 登録講習会の登録事項の変更の届出の受理（政令第二十五条）

リ 登録講習会に係る業務の休廃止の届出の受理（政令第二十六条）

ヌ 登録講習会に関する適合命令（政令第二十八条）

ル 登録講習会に関する改善命令（政令第二十九条）

ヲ 登録講習会の登録の取消し等（政令第三十条）

ワ 登録講習会の登録等の公示（政令第三十四条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項中第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の施行に関する次のこと。

イ 理容師養成施設の指定（第三条）

ロ 管理理容師資格認定講習会の指定（第十一条の四）

ハ 指定養成施設の指定の取消し（理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第十三

条）

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の施行に関する次のこと。

イ 食品関連事業者等に対する指示及び措置命令（第六条）

ロ 指示及び措置命令に係る公表（第七条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第一号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号に次のように加える。

ハ 報告の徴収（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（以下この号において「政令」という。）第四号、第十九条）

ニ 登録講習会に係る計画の届出の受理（政令第十一条）

ホ 立入検査（政令第二十条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号と

し、第六号を削り、第五号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 製菓衛生師法の施行に関する次のこと。

イ 製菓衛生師の免許（第七条）

ロ 指定養成施設の内容変更等の承認（製菓衛生師法施行令（以下この号において「政令」という。）第二十一条）

ハ 報告の徴収及び指示（政令第二十二条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項中第四号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 美容師法の施行に関する次のこと。

イ 美容師養成施設の入所資格の認定（附則第十一項、改正法附則第五条）

ロ 美容師養成施設の変更等の承認（美容師養成施設指定規則（以下この号において「省令」という。）第五条）

ハ 指定養成施設廃止後の書類の保存（省令第六条）

ニ 指定養成施設の変更の届出等の受理（省令第七条、第八条、第九条）

ホ 報告の徴収及び指示（省令第十一条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項中第三号を第六号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 食品衛生法施行令の施行に関する次のこと。

イ 報告の徴収（第十七条、第三十二条）

ロ 登録講習会に係る計画の届出の受理（第二十四条）

ハ 立入検査（第三十三条）

五 理容師法の施行に関する次のこと。

イ 理容師養成施設の入所資格の認定（附則第二十条、理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号。以下この項において「改正法」という。）附則第五条）

ロ 指定養成施設の変更等の承認（理容師養成施設指定規則（以下この号において「省令」という。）第六条）

ハ 指定養成施設廃止後の書類の保存（省令第七条）

ニ 指定養成施設の変更の届出等の受理（省令第八条、第九条、第十条）

ホ 報告の徴収及び指示（省令第十二条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法の施行に関する次のこと。

イ 食品関連事業者等からの報告の徴収、帳簿等の提出要求、立入検査及び質問（第八条）

ロ 申出の受理及び調査（第十二条）

ハ 農林水産大臣等への報告（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成二十七年政令第六十八号）第五条、第六条、第七条）

別表第一環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項第一号ホ中「第六十五条」を「第六十九条」に改め、同項第三号中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同項第七号に次のように加える。

リ 購入業者に対する指示（第五十八条の十二）

ヌ 訪問購入に関する業務の停止命令及びその公表（第五十八条の十三）

別表第一環境生活部長の消費生活・文化課に係る専決事項の項第八号ロ中「第二十一条」を「第四十四条」に改める。

別表第一消費生活・文化課長の専決事項の項第一号ロ中「財産」を「会計」に改め、同項第八号中「第二十二條第一項」を「第四十五條第一項」に改める。

別表第一保健福祉部長の社会福祉課に係る専決事項の項第二号中チをリとし、イからトまでをロからチまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 社会福祉主事の養成機関及び講習会の指定（第十九条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項第八号を次のように改める。

ハ 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十二号）の施行に関する次のこと。

イ 特別給付金を受ける権利の裁定（第三条）

ロ 特別買上償還に関する証明書交付（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和三十一年政令第二百五号）第一条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項第九号に次のように加える。

ニ 指定医療機関の指定（第十二条）

ホ 指定医療機関が療養を行うことについての指導（第十三条）

ヘ 指定医療機関に対する報告要求、立入検査及び診療報酬の支払の一時差止め（第十六条）

ト 指定医療機関以外の医療機関に対する報告要求等（第十七条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項第十号から第十二号までを次のように改める。

イ 特別弔慰金を受ける権利の裁定（第四条）

ロ 特別買上償還に関する証明書の交付（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令（昭和四十一年政令第八十三号）第一条）

和四十一年政令第八十三号）第一条

十一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第九号）の施行に関する次のこと。

イ 特別給付金を受ける権利の裁定（第三条）

ロ 特別買上償還に関する証明書の交付（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十一年政令第二百二十七号）第二条）

十二 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）の施行に関する次のこと。

イ 特別給付金を受ける権利の裁定（第四条）

ロ 特別買上償還に関する証明書の交付（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令（昭和四十二年政令第八十八号）第一条）

別表第一社会福祉課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十九 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第五号）の施行に関する次のこと。

イ 生活困窮者就労訓練事業の認定及びその取消し（第十条）

ロ 生活困窮者就労訓練事業を行う者等からの報告の徴収（第十五条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第一号中ハをニとし、ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 養成施設の認定及び変更の承認（第二条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第一号に次のように加える。

ホ 報告の徴収及び指示（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号。以下この号において「政令」という。）第五条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第四号ハ中「准看護師養成所」を「養成所」に、「第二十二條」を「第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條」に改め、同号に次のように加える。

ニ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（保健師助産師看護師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この号において「政令」という。）第十三条）

ホ 報告の徴収及び指示（政令第十四条）

ヘ 指定養成所の指定の取消し（政令第十六条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第五号中ホをヌとし、ニをホとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 理事数の特例の認可（第四十六条の二）

ト 理事長選出の特例の認可（第四十六条の三）

チ 仮理事及び特別代理人の選任（第四十六条の四）

リ 管理者の一部を理事に加えないことの認可（第四十七条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第五号中ハの次に次のように加える。

ニ 社会医療法人の認定（第四十二条の二）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第五号に次のように加える。

ル 医療法人に対する措置命令及び業務の全部又は一部の停止命令並びに役員解任勧告（第六十四条）

ヲ 社会医療法人等の設立認可の取消し（第六十四条の二、第六十五条、第六十六条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第六号中ロをハとし、イをロとし、同号に

イとして次のように加える。

イ 指定養成所の指定（第十四条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第六号に次のように加える。

ニ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号。以下この号において「政令」という。）第十一条）

ホ 報告の要求及び検査並びに指示（政令第十三条、第十四条）

ヘ 指定養成所の指定の取消し（政令第十五条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第七号を次のように改める。

七 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成所の指定（第十五条）

ロ 衛生検査所の登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令（第二十条の七）

ハ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号。以下この号において「政令」という。）第十二条）

ニ 報告の徴収及び指示（政令第十四条）

ホ 指定養成所の指定の取消し（政令第十五条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第八号中ロをハとし、イをロとし、同号に

イとして次のように加える。

イ 指定養成施設の指定（第十二条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第八号に次のように加える。

ニ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（柔道整復師法施行令（平成四年政令第三百二号。以下この号において「政令」という。）第四条）

ホ 報告の徴収及び指示（政令第六条）

別表第一保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項第十五号を第二十二号とし、第十四号を

第二十二号とし、第十三号を削り、第十二号を第二十号とし、第九号から第十一号までを八号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の八号を加える。

九 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成所の指定（第十二条）

ロ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（歯科衛生士法施行令（平成三年政令第二百二十六号。以下この号において「政令」という。）第四条）

ハ 報告の要求及び検査並びに指示（政令第六条、第七条）

ニ 指定養成所の指定の取消し（政令第八条）

十 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成所の指定（第二十条）

ロ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（診療放射線技師法施行令（昭和二十八年政令第三百八十五号。以下この号において「政令」という。）第九条）

ハ 報告の徴収及び指示（政令第十一条）

ニ 指定養成所の指定の取消し（政令第十二条）

十一 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成施設の指定（第十一条、第十二条）

ロ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和四十年政令第三百二十七号。以下この号において「政令」という。）第十一条）

ハ 報告の徴収及び指示（政令第十三条）

ニ 指定養成施設の指定の取消し（政令第十四条）

十二 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）に関する次のこと。

イ 指定養成所の指定（第十四条）

ロ 指定養成所の変更の承認及び届出の受理（視能訓練士法施行令（昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この号において「政令」という。）第十二条）

ハ 報告の徴収及び指示（政令第十四条）

ニ 指定養成所の指定の取消し（政令第十五条）

十三 臨床工学技師士法（昭和六十二年法律第六十号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成施設の指定の取消し（政令第十五条）

ロ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（臨床工学技師士法施行令（昭和六十二年法律第六十号。以下この号において「政令」という。）第十二条）

ハ 報告の徴収及び指示（政令第十四条）

ニ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（臨床工学技師士法施行令（昭和六十二年法律第六十号。以下この号において「政令」という。）第十二条）

イ 指定養成施設の指定（第十四条）

ロ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（臨床工学技師士法施行令（昭和六十二年法律第六十号。以下この号において「政令」という。）第十二条）

ハ 報告の徴収及び指示（政令第十四条）

ニ 指定養成施設の指定の取消し（政令第十五条）

十三 臨床工学技師士法（昭和六十二年法律第六十号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成施設の指定（第十四条）



イ 指定施設の指定（第十四条）

ロ 指定施設の変更の承認及び届出の受理（臨床工学校士学校養成所指定規則（昭和六十三年厚生省令第二号。以下この号において「省令」という。）第三条）

ハ 報告の徴収及び指示（省令第六条）

ニ 指定施設の指定の取消し（省令第七条）

十四 義肢器具法（昭和六十二年法律第六十一号）の施行に関する次のこと。

イ 指定施設の指定（第十四条）

ロ 指定施設の変更の承認及び届出の受理（義肢器具士学校養成所指定規則（昭和六十三年厚生省令第三号。以下この号において「省令」という。）第二条）

ハ 報告の徴収及び指示（省令第六条）

ニ 指定施設の指定の取消し（省令第七条）

十五 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）の施行に関する次のこと。

イ 指定施設の指定（第三十三条）

ロ 指定施設の変更の承認及び届出の受理（言語聴覚士学校養成所指定規則（平成十年厚生省令第二号。以下この号において「省令」という。）第三条）

ハ 報告の徴収及び指示（省令第六条）

ニ 指定施設の指定の取消し（省令第七条）

十六 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の医療法第五十六条第二項又は第三項の規定による残余財産の処分の認可

別表第一 医療整備課長の専決事項の項第二号中ハを削り、ニをハとし、同項第八号を削り、同項第九号を同項第八号とする。

別表第一 保健福祉部長の医療整備課に係る専決事項の項及び医療整備課長の専決事項の項の次に次のように加える。

医師確保対策室

医学生修学資金等貸付条例（平成十七年宮城県条例第五十三号）の施行に関する次のこと。

医師確保対策室長

医学生修学資金等貸付条例の施行に関する次のこと。

修学資金の貸付けの決定（第七条）

イ 指定医療機関等の指定（第三条）

ロ 貸付けの休止及び停止（第八条）

ハ 償還等の免除（第九条、第十条、第十一条）

ニ 償還の猶予（第十二条）

ロ 償還期日の指定（第十一条）

別表第一 保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第三号中「限る。」の下に「イ及びチからヌまでを除く。」を加え、同号中ヘをトとし、イからホまでをロからへまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 指定養成施設の指定（第七条、第三十九条、第四十条）

別表第一 保健福祉部長の長寿社会政策課に係る専決事項の項第三号に次のように加える。

チ 指定養成施設の変更の承認及び届出の受理（社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号。以下この号において「政令」という。）第四条）

リ 報告の徴収及び指示（政令第六条）

ヌ 指定養成施設の指定の取消し（政令第七条）

別表第一 保健福祉部長の健康推進課に係る専決事項の項第二号を次のように改める。

二 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）の施行に関する次のこと。

イ 指定養成施設の指定（第三条）

ロ 免許の取消し（第六条）

ハ 指定養成施設の変更の承認（調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三三号）第一条の二）

ニ 報告の徴収及び指示（調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下この号において「省令」という。）第十条）

ホ 指定養成施設の指定の取消し（省令第十一条）

別表第一 保健福祉部長の健康推進課に係る専決事項の項に次の一号を加える。

三 食品表示法の施行に関する次のこと。

イ 食品関連事業者等に対する指示及び措置命令（第六条）

ロ 指示及び措置命令に係る公表（第七条）

四 食品表示法の施行に関する次のこと。

イ 食品関連事業者等からの報告の徴収、帳簿等の提出要求、立入検査、質問及び収去（第八条）

ロ 申出の受理及び調査（第十二条）

ハ 消費者庁長官への報告（食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令（平成

医師確保対策室

医学生修学資金等貸付条例（平成十七年宮城県条例第五十三号）の施行に関する次のこと。

医師確保対策室長

医学生修学資金等貸付条例の施行に関する次のこと。

修学資金の貸付けの決定（第七条）

二十七年政令第六十八号) 第六条、第七条)

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中「リに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設」を「ヌに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設」に、「ヌに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設」を「ヲに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所」に、「ル」を「ワ」に、「ヲに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所」を「カに掲げるものについては、助産施設、乳児院、母子生活支援施設」に、「里親」を「及び里親」に改め、同号カ中「(昭和二十三年政令第七十四号)」を削り、同号中カをレとし、ワをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設及び講習会の指定の取消し並びに変更の承認及び変更の届出の受理(児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号) 第三条の二)

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中ヲをカとし、ルをワとし、ヌをヲとし、リをヌとし、ヌの次に次のように加える。

ル 保育所の設置の認可に係る審議会の意見の聴取及び認可しない旨の通知(第三十五条) 別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中チを削り、トをチとし、チの次に次のように加える。

リ 病児保育事業を行う者に対する事業の制限命令及び停止命令(第三十四条の十八の二)

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第一号中へをトとし、イからホまでをロからへまでとし、同号にイとして次のように加える。

イ 児童福祉司又は児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設及び講習会の指定(第十三条)

別表第一保健福祉部長の子育て支援課に係る専決事項の項第八号イ中「認定こども園の認定」の下に「及び認定しない旨の通知」を加え、同号ハ中「取消し」の下に「及びその公表並びに公示の取消し及びその公示」を加え、「第十条」を「第七条」に改め、同号に次のように加える。

- ニ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び認可しない旨の通知(第十七条)
- ホ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る審議会の意見の聴取(第十七条)
- ヘ 指定都市等の長からの協議に対する回答(第十七条)
- ト 幼保連携型認定こども園に係る改善命令(第二十条)
- チ 幼保連携型認定こども園に係る事業の停止命令及び施設の閉鎖命令並びにこれに係る審議会

の意見の聴取(第二十一条)

リ 幼保連携型認定こども園の設置等の認可の取消し及びこれに係る審議会の意見の聴取(第十二条)

別表第一子育て支援課長の専決事項の項第一号中「ヲ」を「ワ」に、「ワ」を「カ」に改め、同号中タを削り、ヨをタとし、ルからカまでをヲからヨまでとし、ヌを削り、リの次に次のように加える。

ヌ 病児保育事業を行う者に対する報告の徴収等(第三十四条の十八の二)

ル 保育所の設置の認可に係る市町村長との協議(第三十五条)

別表第一子育て支援課長の専決事項の項第十一号を次のように改める。

十一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 認定こども園の認定に係る市町村長との協議(第三条)

ロ 認定こども園の認定等に係る関係機関との協議(第八条)

ハ 幼保連携型認定こども園の認可に係る市町村長との協議(第十七条)

ニ 幼保連携型認定こども園の運営に係る報告の徴収等(第十九条、第三十条)

別表第一障害福祉課長の専決事項の項第十四号を削り、第十五号中「障害者支援施設条例」を「障害者支援施設等条例」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項中第十六号を第十五号とする。

別表第一保健福祉部長の業務課に係る専決事項の項第三号に次のように加える。

ヘ 登録の取消し及び業務の全部又は一部の停止命令(第七十五条の二)

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中イからホまでを次のように改める。

イ 薬局開設者からの報告の受理、市町村その他の官公署に対する情報の提供の請求及び報告事項の公表(第八条の二)

ロ 医薬品等の製造販売業(薬局製造販売医薬品製造販売業を除く。以下この号において同じ。)の許可及びその更新(第十二条、第二十三条の二、第二十三条の二十)

ハ 医薬品、医薬部外品及び化粧品製造業(薬局製造販売医薬品製造業を除く。以下この号において同じ。)の許可、その更新及び許可の区分の変更又は追加の許可(第十三条)

ニ 医薬品及び医薬部外品の製造販売の承認及び製造所の調査(第十四条)

ホ 化粧品製造販売の届出の受理(第十四条の九)

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ムをメとし、ラをユとし、ナをサとし、サの次に次のように加える。

キ 販売従事登録証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領(省令第一百五十九条の八、第百

五十九条の十一、第百五十九条の十三

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ネをケとし、ケの次に次のように加える。

フ 医薬品等の製造販売業の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号。以下この号において「政令」という。）第四条、第五条、第六条、第七条、第三十七号、第三十七号の二、第三十七号の三、第三十七号の四、第四十三号の三、第四十三号の四、第四十三号の五、第四十三号の六）

コ 医薬品、医薬部外品及び化粧品等の製造業の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（政令第十一条、第十二条、第十三条、第十四条）

エ 医療機器及び体外診断用医薬品の製造業の登録証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（政令第三十七号の八、第三十七号の九、第三十七号の十、第三十七号の十一）

テ 医薬品の販売業（配置販売業及び卸売販売業に限る。）及び再生医療等製品の販売業の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（政令第四十四条、第四十五条、第四十六条、第四十七条）

ア 医療機器の修理業の許可証の交付、書換え交付、再交付及び返納の受領（政令第五十五条）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ツをオとし、オの次に次のように加える。

ク 廃棄及び回収の命令並びに処分（第七十六条の七）

ヤ 報告の徴収、立入検査及び収去（第七十六条の八）

マ 麻薬取締員による職権の行使の決定（第七十六条の九）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中タをラとし、ラの次に次のように加える。

ム 行為の中止命令等及び措置の要請（第七十二条の五、第七十六条の七の二）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ヨをナとし、ナからカまでをソからネまでとし、ルをヨとし、ヨの次に次のように加える。

タ 医薬品等の回収に係る報告の受理（第六十八条の十一）

レ 生物由来製品の製造管理者の承認（第六十八条の十六）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ヌをカとし、リを削り、チをヲとし、ヲの次に次のように加える。

ワ 医薬品の販売業（卸売販売業及び配置販売業に限る。）の休廃止等の届出の受理（第三十八条）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中トをリとし、リの次に次のように加える。

又 配置従事の届出の受理（第三十二条）

ル 配置従事者身分証明書の交付（第三十三条）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号中ヘをチとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 医薬品製造管理者、体外診断用医薬品製造管理者、医薬品営業所管理者、再生医療等製品営業所管理者及び生物由来製品の製造管理者の兼務の許可（第十七号、第二十三号の二の十四、第三十五条、第四十条の六、第六十八条の十六）

ト 医薬品等の製造販売業、製造業及び医療機器の修理業の休廃止等の届出の受理（第十九号、第二十三号の二の十六、第二十三号の三十六、第四十条の三）

別表第一業務課長の専決事項の項第三号に次のように加える。

ミ 販売従事者の身分証明書の書換え交付及び再交付（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例（平成十二年条例第五十七号。以下この号において「条例」という。）第四条、第五条）

シ 登録販売者試験の合格証明書の交付及び再交付（条例第七条、第八条）

別表第一経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項第一号イ中「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同号ロ中「第二十六条」を「第二十九条」に改め、同号ハ中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

別表第一新産業振興課長の専決事項の項第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

別表第一経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項第一号中「イ及びハに掲げるものについては、」を削り、同号ロ中「火災共済協同組合」を「火災等共済組合」に改め、同号ハ中「業務の停止命令、役員の改選命令、認可の取消し」を削り、同号に次のように加える。

ニ 共済事業を行う組合に対する業務の停止命令、役員の解任命令及び認可の取消し（第百六条の二）

別表第一商工経営支援課長の専決事項の項第十四号中「小規模企業者等設備導入資金貸付規則」を「小規模企業者等設備導入資金貸付規則を廃止する規則（平成二十七年宮城県規則第九号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同規則による廃止前の小規模企業者等設備導入資金貸付規則」に改め、同号中「昭和四十六年宮城県規則第七十一号」の下に「以下この号において「旧規則」という。」を加え、同号イ中「第六条」を「旧規則第六条」に改め、同号ロ中「第六条の二」を「旧規則第六条の二」に改め、同号中ハを削り、同号ニ中「第十五条」を「旧規則第十五条」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホ中「第十六条」を「旧規則第十六条」に改め、同号ホを同号ニとし、

同号へ中「第十七条」を「旧規則第十七条」に改め、同号へを同号ホとし、同号ト中「第十九条」を「旧規則第十九条」に改め、同号トを同号へとし、同号チ中「第二十二条」を「旧規則第二十二条」に改め、同号チを同号トとする。

別表第一 経済商工観光部長の産業人材対策課に係る専決事項の項第一号ニ中「第四十二条」を「第四十一条」に改める。

別表第一 産業人材対策課長の専決事項の項第二号を削り、第三号を第二号とする。

別表第一 農林水産部長の農村整備課に係る専決事項の項第二号ホ中「海岸管理者以外の者」を「他の管理者」に、「措置」を「措置命令」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程及びその変更の承認並びに協議（第十四条の

三）

別表第一 農林水産部長の農村整備課に係る専決事項の項第二号に次のように加える。

ト 他の管理者の管理する操作施設に関する監督（第二十一条の二、第二十一条の三）

チ 災害時における緊急措置（第二十三条）

リ 協議会の設置（第二十三条の二）

又 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示（第二十三条の三）

ル 海岸協力団体に対する監督等（第二十三条の五）

別表第一 農林水産部長の農村整備課に係る専決事項の項第四号イ中「承認」を「同意」に改める。

別表第一 農村整備課長の専決事項の項第一号ニ中「認可」を「許可」に改める。

別表第一 森林整備課長の専決事項の項第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とする。

別表第一 農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第二号ホ中「海岸管理者以外の者」を「他の管理者」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程及びその変更の承認並びに協議（第十四条の

三）

別表第一 農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項第二号に次のように加える。

ト 他の管理者の管理する操作施設に関する監督（第二十一条の二、第二十一条の三）

チ 災害時における緊急措置（第二十三条）

リ 協議会の設置（第二十三条の二）

又 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示（第二十三条の三）

ル 海岸協力団体に対する監督等（第二十三条の五）

別表第一 土木部長の道路課に係る専決事項の項に次の二号を加える。

四 災害対策基本法の施行に関する次のこと。

イ 道路の区間の指定（第七十六条の六）

ロ 指定都市以外の市町村に対する必要な指示（第七十六条の七）

五 自動車運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第三条の規定による自動車事業に関する事務

別表第一 土木部長の河川課に係る専決事項の項第二号へ中「海岸管理者以外の者」を「他の管理者」に、「措置」を「措置命令」に改め、同号中へをトとし、ホをへとし、ニの次に次のように加える。

ホ 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程及びその変更の承認並びに協議（第十四条の

三）

別表第一 土木部長の河川課に係る専決事項の項第二号に次のように加える。

チ 他の管理者の管理する操作施設に関する監督（第二十一条の二、第二十一条の三）

リ 災害時における緊急措置（第二十三条）

又 協議会の設置（第二十三条の二）

ル 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示（第二十三条の三）

又 海岸協力団体に対する監督等（第二十三条の五）

別表第一 土木部長の港湾課に係る専決事項の項第二号ホ中「海岸管理者以外の者」を「他の管理者」に改め、同号中ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 他の管理者の管理する操作施設に係る操作規程及びその変更の承認並びに協議（第十四条の

三）

別表第一 土木部長の港湾課に係る専決事項の項第二号に次のように加える。

ト 他の管理者の管理する操作施設に関する監督（第二十一条の二、第二十一条の三）

チ 災害時における緊急措置（第二十三条）

リ 協議会の設置（第二十三条の二）

又 海岸協力団体の指定及び名称等の変更の届出の受理並びにこれらの公示（第二十三条の三）

ル 海岸協力団体に対する監督等（第二十三条の五）

別表第一 土木部長の港湾課に係る専決事項の項第六号及び港湾課長の専決事項の項第六号中「港湾施設管理条例」を「港湾施設等管理条例」に改める。

別表第一 土木部長の都市計画課に係る専決事項の項第十二号中「（ワ）に掲げるものについては、仙

台港背後地土地画整理事務所長の専決に係るものを除く。」を削る。

別表第一 土木部長の下水道課に係る専決事項の項第一号中へをトとし、イからホまでをロからハマ

でとし、同号にイとして次のように加える。

イ 流域別下水道整備総合計画の策定及び変更（第二条の二）

別表第一下水道課長の専決事項の項中「こと」の下に「（流域下水道に係るものに限る。）」を加える。  
別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号ホ中「更新」の下に「並びに構造計算適合性判定の委任及びその公示」を加え、「第七十七条の三十五の六」を「第七十七条の三十五の七、第七十七条の三十五の八」に改め、同号ヌ中「第七十七条の三十五の七」を「第七十七条の三十五の九」に改め、同号ル中「第七十七条の三十五の十一」を「第七十七条の三十五の十六」に改め、同号ヲ中「第七十七条の三十五の十三」を「第七十七条の三十五の十八」に改め、同号ワ中「第七十七条の三十五の十四」を「第七十七条の三十五の十九」に改め、同号に次のように加える。

カ 構造計算適合性判定の委任の解除及びその公示（第七十七条の三十五の二十）

別表第一土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第五号ニ中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

別表第一建築宅地課長の専決事項の項第一号ロ中「第六条、第六条の二」を「第六条の三」に改め、同号ネ中「第六十七条の二」を「第六十七条の三」に改め、同号ケ中「第七十七条の三十五の九」を「第七十七条の三十五の十二」に改め、同項第七号ロ、ハ及びニ中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に、同号ホ及びヘ中「取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

別表第一土木部長の住宅課に係る専決事項の項第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）の施行に関する次のこと。

イ 公営住宅等の管理に係る認可（第二十一条）

ロ 事業計画及び資金計画の承認（第二十七条）

別表第一各所長の専決事項の項第十四号中「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 申出の受理及び調査（第三十六条の三）

別表第一各所長の専決事項の項第十五号中「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 申出の受理及び調査（第三十七条）

別表第一仙南保健所長、塩釜保健所長、大崎保健所長、石巻保健所長及び気仙沼保健所長の専決事項の項に次の一号を加える。

八 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する次のこと（イからトまでに掲げるものについては、仙台市内又は県外のみならず事業所を有する者に係るものを除く。チカ

らルに掲げるものについては、仙台市内の事業所に係るものを除く。）。

イ 第一種フロン類充填回収業者の登録（第二十七条、第二十八条）

ロ 第一種フロン類充填回収業者の登録の拒否（第二十九条、第三十条）

ハ 第一種フロン類充填回収業者の登録の更新（第三十条）

ニ 第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の登録（第三十一条）

ホ 第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更登録の拒否（第三十一条）

ヘ 第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出の受理（第三十三条）

ト 第一種フロン類充填回収業者の登録の抹消（第三十四条）

チ 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に確実に引き渡す業を行う者の認定（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則（以下この号において「規則」という。）第二条）

リ 認定事業者からの変更の届出の受理（規則第四条）

ヌ 認定事業者からの廃業の届出の受理（規則第五条）

ル 認定事業者からの報告の受理（規則第六条）

別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第五号ニ中「認可」を「届出の受理」に改め、同項第十二号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号ヌ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別表第一仙台港背後地土地地区画整理事務所長の専決事項の項を削る。

別表第三各地域事務所長の専決事項の項第三号中「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 申出の受理及び調査（第三十六条の三）

別表第三各地域事務所長の専決事項の項第四号中「不利益処分」を「不利益処分等」に改め、同号に次のように加える。

ヌ 申出の受理及び調査（第三十七条）

別表第四農業農村整備部長の専決事項の項第七号に次のように加える。

ヘ イ及びロに掲げるものに代えて行う協議（第二十三条の七）

別表第四林業振興部長の専決事項の項第七号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号ヌ中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改

める。

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第十一号に次のように加える。

ヘ イ及びロに掲げるものに代えて行う協議（第二十三条の七）

別表第四地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項第五号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号又中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

別表第六保健福祉事務所の地域保健福祉部長の専決事項の項に次の一号を加える。

十三 生活困窮者自立支援法の施行に関する次のこと。

イ 報告並びに文書その他の物件の提出及び提示の命令並びに質問（第十五条）

ロ 閲覧及び資料の提供の請求並びに報告の徴収（第十六条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項中第四十一号を第四十二号とし、第二号から第四十号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 食品表示法の施行に関する次のこと。

イ 食品関連事業者等に対する指示及び命令（第六条）

ロ 食品関連事業者等からの報告の徴収、帳簿等の提出要求、立入検査、質問及び収去（第八条）

ハ 申出の受理及び調査（第十二条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項に次の一号を加える。

四十三 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行に関する次のこと（ロからへまでに掲げるものについては、仙台市内又は県外のみ事業所を有する者に係るものを除く。）。  
ヲ からヨに掲げるものについては、仙台市内の事業者に係るものを除く。

イ 指導及び助言（第十七条）

ロ 第一種フロン類充填回収業者の登録（第二十七条、第二十八条）

ハ 第一種フロン類充填回収業者の登録の更新（第三十条）

ニ 第一種フロン類充填回収業者の登録事項の変更の登録（第三十一条）

ホ 第一種フロン類充填回収業者の廃業等の届出の受理（第三十三条）

ヘ 第一種フロン類充填回収業者の登録の抹消（第三十四条）

ト 第一種特定製品廃棄等実施者からの報告の受理（第四十五条）

チ 第一種フロン類充填回収業者からの報告の受理（第四十七条）

リ 第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、特定解体工事元請業者及び第一種フロン類充填回収業者に対する指導及び助言（第四十八条）

ヌ 第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、情報処理センター、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者（その委託を受けてフロン類の運搬を行う者を含む。ルにおいて同じ。）からの報告の徴収（第九十一条）

ル 第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類充填回収業者に対する立入検査（第九十二条）

ヲ 第一種フロン類充填回収業者が引き渡したフロン類を第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者に確実に引き渡す業を行う者の認定（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外的認定に関する規則（以下この号において「規則」という。）第二条）

ワ 認定事業者からの変更の届出の受理（規則第四条）

カ 認定事業者からの廃業の届出の受理（規則第五条）

キ 認定事業者からの報告の受理（規則第六条）

ク 認定事業者に対する指導及び助言（規則第八条）

ケ 認定事業者に対する立入検査（規則第九条）

レ 別表第七栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長の専決事項の項中「第一号」の下に、「第二号」を加え、「第四号」を「第五号」に、「第十二号」を「第十三号」に、「第十九号」を「第二十号」に、「第三十四号」を「第三十五号」に改める。

別表第七塩釜保健所の支所長の専決事項の項第二号中「第十二号」を「第十三号」に、「及び第十九号から第三十四号まで」を「第二十号から第三十五号まで及び第四十三号」に、「第二号及び第三号」を「第三号、第四号及び第四十三号」に改める。

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十一号イ中「承認」を「認定」に改め、同号中チをヌとし、トをリとし、への次に次のように加える。

ト 道路内の建築制限に関する許可（第四十四条）

チ 日影による中高層の建築物の高さの制限に関する許可（第五十六条の二）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十二号ロをハとし、イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 適用の緩和に関する承認（第十三条）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項第十三号を次のように改める。

十三 建築基準法施行細則（昭和四十六年宮城県規則第二十一号）の施行に関する次のこと。

イ 報告の受理（第三十四条）

ロ 私道の変更（廃止）届書の受理（第三十八条の二）

別表第九土木事務所の地域事務所長の専決事項の項に次の一号を加える。

五十 災害対策基本法の施行に関する次のこと。

イ 車両等の占有者等に対する措置及び措置命令（第七十六条の六）

ロ 指定道路区間の周知（第七十六条の六）

ハ 土地の一時使用等（第七十六条の六）

別表第九仙台北土木事務所の道路部長及び河川部長の専決事項の項を次のように改める。

一 工事に関する次のこと。

イ 令達予算又は債務負担行為に基づく起工額一件一億五千万円未満の工事の施行（工事の検査を除く）。ただし、起工額の三十パーセントに相当する金額を超える額の設計変更（当該変更に係る額が二百万円を超えるものに限る。）及び二千万円を超える額の設計変更を除く。

ロ 令達予算に基づく請負代金額一件四千万円未満の工事の中間検査及び完成検査

ハ 工事（建築工事及び建築工事に附帯する設備工事を除く。以下このハにおいて同じ。）の出来高検査及び工事一件の請負代金の額のうち当該工事の目的物の一部の引渡しに係るものが五百万円未満の工事の完成検査

ニ 建設工事執行規則第二十九条の二第一項の規定による中間金払の認定

二 令達予算に基づく建設業法第二条第一項に定める建設工事に係る一件三千万円未満の調査、測量又は設計の委託

#### 附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一各課長の専決事項の項第二十四号、同表総務部長の管財課に係る専決事項の項、同表管財課長の専決事項の項、同表障害福祉課長の専決事項の項、同表保健福祉部長の業務課に係る専決事項の項、同表業務課長の専決事項の項、同表経済商工観光部長の新産業振興課に係る専決事項の項、同表新産業振興課長の専決事項の項、同表経済商工観光部長の商工経営支援課に係る専決事項の項、同表経済商工観光部長の産業人材対策課に係る専決事項の項、同表産業人材対策課長の専決事項の項、同表農林水産部長の農村整備課に係る専決事項の項、同表農村整備課長の専決事項の項、同表土木部長の港湾課に係る専決事項の項第六号及び同表港湾課長の専決事項の項第六号並びに同表下水道課長の専決事項の項の改正規定は、同年三月三十一日から、別表第一環境生活部長の自然保護課に係る専決事項の項、同表自然保護課長の専決事項の項、同表地方振興事務所長の専決事項の項第二十二号、別表第四林業振興部長の専決事項の項及び同表地域事務所に置かれる林業振興部長の専決事項の項の改正規定は、同年五月二十九日か

ら、同表土木部長の建築宅地課に係る専決事項の項第一号及び同表建築宅地課長の専決事項の項第一号の改正規定は、同年六月一日から施行する。